

## 明日香村における緊急事態宣言の解除を踏まえた今後の対応方針

明日香村新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（明日香村長） 森川 裕一

### I 「緊急事態宣言」の解除について

政府は5月14日（木）に、奈良県を含めた39県に対する「緊急事態宣言」を解除しました。また奈良県は、「県内及び近隣地域の新規感染者数が低水準で低下傾向」にある段階との認識を示し、一部の遊興・遊戯施設、運動施設を除いて、感染防止対策を継続的に実行することを前提に、5月15日（金）から休業要請を緩和する方針を示しました。

明日香村では、感染を確認された方は発生していない状況も踏まえ、「新しい生活様式」のもと、感染症対策を行いながら、社会経済活動を徐々に再開し、両立させていきたいと考えています。

### II 当面の方向性

明日香村は、奈良県の緊急事態宣言が解除されたことを受け、感染防止対策に努めながら自粛緩和を図り、学校、社会経済活動、自治振興活動、そして日々の暮らしの新たな体制づくりを目指します。

なお、当面、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

#### 1 村民の皆様に対するお願い

当分の間、ご自身はもとより、家族や大切な人を守る為、村民一人ひとりが無症状でも感染している可能性を認識し、他人に感染させない慎重な行動をお願いします。

##### (1) 府県をまたいだ移動を控えるようお願いします。

- ・通勤など生活の維持に必要な場合を除く。
- ・やむを得ない往来では、うつらない対策の徹底を実施。
- ・うつる可能性のある場所（繁華街の接客を伴う飲食店等）への訪問を避ける。

##### (2) うつらない・うつさない対策の引き続きの徹底をお願いします。

###### 普段の生活から

- ・「3密」である、密閉・密集・密接の条件が重なる状況を回避。
- ・帰宅時のこまめな手洗い、うがいの実施。
- ・外出時はマスクの着用、咳エチケットの実施。
- ・会話はできるだけ真正面を避ける。
- ・接触しない、人と2m程度の距離（ソーシャルディスタンス）の確保。
- ・風邪症状や発熱等があるときは休養をとり、事前に電話連絡で医療機関に相談する。

#### 2 事業者の皆様に対するお願い

感染拡大の防止を図る為、事業者に対し、以下の対応を行うことをお願いします。

##### ○飛沫感染防止

- ・マスクの着用
- ・可能な限り席と席の距離をとり、混雑時には入場制限等の実施
- ・レジ等における近距離での行列の回避
- ・施設の換気の徹底

##### ○接触感染防止

- ・共用部の定期的な消毒
- ・入口及び、施設内に手指消毒設備を設置
- ・同一の容器による試飲・試食や、現金の直接の手渡し回避

##### ○感染の可能性がある者の施設入場制限

- ・従業員、来場者の検温や体調確認による入場制限

#### 3 学校等の開校・開園

明日香幼稚園・明日香小学校・聖徳中学校については、5月中は1～3日の登校日を設けることとし、6月1日（月）から再開します。半日授業（保育）で状況を見ながら、早ければ6月8日（月）から給食を提供し全日授業（保育）ができるよう調整します。

学童保育については、6月1日（月）から通常通りの開所としますが、感染症のリスクがあるため、できる限り自宅で監護いただけるよう保護者をお願いします。

明日香保育園については、6月1日（月）から通常保育及び、給食の再開を目指します。

※詳細情報については、保護者等へ別途ご連絡させていただきます。

#### 4 明日香村主催イベント及び、明日香村所管施設の再開等

5月19日（火）より徹底した感染防止対策を施しながら、少人数のイベント等の実施及び、駐車場や一部施設の開館・開業等を順次行っています。詳細は各主催者・施設等の問い合わせ先へご確認いただくか、村のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

#### 5 新型コロナウイルス感染症に関連する人権の配慮について

感染した方やその家族・関係者、外国から帰国された方、外国人の方、医療関係者等に対して、不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

人権侵害につながる事のないよう、公的機関等が提供している正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

そして、不安な気持ちに負けず、それぞれの立場で今できることを行っていただきますようお願いいたします。



##### 【お問い合わせ先】

《明日香村役場》

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| ・総務財政課（危機管理全般に関する事）       | : 0744-54-2001 |
| ・健康づくり課（健康・福祉・保育・医療に関する事） | : 0744-54-5550 |
| ・教育文化課（学校に関する事）           | : 0744-54-3636 |
| ・産業づくり課（事業者支援・観光に関する事）    | : 0744-54-2001 |

# 新型コロナウイルス感染症に関する 明日香村独自支援プラン

明日香村は、コロナ感染症拡大防止への対応として独自の経済支援・生活支援を行います。 R2.5.20時点

## 村民の皆様へ

<国・村>令和2年4月27日時点明日香村に住民票のある方1人につき10万円支給します ※R2.5.1に申請書発送済み

<村>令和2年6月と7月(7月検針分)の水道料金の基本料金(上限5,980円(税込))を減免します ※申請は不要です

<村>村内店舗(チェーン店・FC店を除く)で利用できるクーポン券を1世帯に2,000円分配布します  
※6月中旬頃発送予定

## 子育て世帯の皆様へ

<国・村>子育て世帯への臨時特別給付金  
児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を給付します ※6月頃支給予定 申請は不要です

<村>0歳から18歳(平成14年4月2日以後に出生)までの子どもを養育する世帯に対し、子ども1人につき2万円を給付します  
※6月中旬頃申請書発送予定 申請が必要です

## マスク・消毒液・医療機関との連携等

<村>学校、福祉施設、医療機関、公共施設等にマスク・消毒液等を配布します

<村>非接触型体温計、防護服等防疫用品を確保します

<村>橿原地区医師会の協力のもと、橿原市・高取町・明日香村の3市町村の連携によってドライブスルー方式のPCR検査を実施します

## 事業者の皆様へ

<国>持続化給付金  
売上が50%以上減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業主100万円を上限に現金給付します  
※R2.5.1受付開始

<国>雇用調整助成金  
中小企業が解雇等を伴わず雇用を維持し、労働基準法上の基準(60%)以上の休業手当を支給する場合に助成します

<村>緊急事態宣言を受け、売上に大きく影響を受けている村内事業者に対して事業持続に向けた支援を実施します

- ①持続化給付金を受給した事業者:算定給付額に応じて10~40万円支給します
- ②売上が前年比30%以上50%未満の減少となった観光業等を営む事業者:一律10万円支給します
- ③令和2年1月から5月に新規開業した事業者:一律25万円支給します
- ④雇用調整助成金を活用し雇用の維持に努める事業者:一律10万円支給します

## 失業や休業をしている方へ

<村>企業等から内定取消、雇い止め・解雇された村民を雇用し、村内景観維持や農作業等に取り組みます